

奈良県告示第六十三号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

平成三十年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

平成二十九年土壌汚染防止対策概況調査

特定有害物質の種類		銅		カドミウム		地目	濃度（ppm）	地点数	作物	濃度（ppm）	点数
普通畑	水田	普通畑	水田	普通畑	水田						
○・八〇一・三	○・五〇〇・七	○・八〇五・一	一・五〇二・五	○・〇〇〇・一	○・〇〇〇・一	普通畑	三	三	玄米	○三	五
○・八〇一・三	○・五〇〇・七	○・八〇五・一	一・五〇二・五	○・〇〇〇・一	○・〇〇〇・一	普通畑	三	三	玄米	○三	五
○・八〇一・三	○・五〇〇・七	○・八〇五・一	一・五〇二・五	○・〇〇〇・一	○・〇〇〇・一	普通畑	三	三	玄米	○三	五
○・八〇一・三	○・五〇〇・七	○・八〇五・一	一・五〇二・五	○・〇〇〇・一	○・〇〇〇・一	普通畑	三	三	玄米	○三	五
○・八〇一・三	○・五〇〇・七	○・八〇五・一	一・五〇二・五	○・〇〇〇・一	○・〇〇〇・一	普通畑	三	三	玄米	○三	五

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田五地点及び普通畑三地点を対象とした。